

## 質問事項に関するQ & A

(令和8年5月19日時点)

### 【質問1】

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務企画提案書作成要領にある「1 提出書類・(1) 企画提案書(様式第3号)及び(4) 見積書」について、押印は必要でしょうか。

→見積書に押印は不要です。

### 【質問2】

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務委託プロポーザル評価要領にあるプレゼンテーションの出席者について人数制限等はございますか。

→審査会の会場の都合により5人程度までとしてください。

### 【質問3】

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務仕様書について、成果物の実績報告書等について中間報告は必要でしょうか。また、必要な場合、時期の指定等はございますか。

→定まった時期の中間報告はありませんが、分析や調査が完了したものについては、県からの求めに応じて報告してください。

### 【質問4】

成果物の写しの提出について、守秘義務等の関係により成果物そのものの提出が困難な場合、仕様書や委託契約書等の写しをもって代替することは可能でしょうか。

→代替することは可能です。

### 【質問5】

新たな地域医療構想策定に向けた地域医療分析等業務仕様書について、出席を想定する会議体がありましたら、その回数、時期及びオンライン参加の可否をご提示いただけますでしょうか。

→3圏域の地域医療構想調整会議及び県医療審議会、県地域医療対策協議会において、それぞれ1回程度出席(オンライン参加可能)の上、データ分析や調査結果の説明を想定しています。また、会議の時期は1月~3月頃を想定しています。

### 【質問6】

企画提案書について、実施要領にはページ数の上限に関する記載が見受けられませんが、ページ数について特段の制限はないとの認識でよろしいでしょうか。

→ページ数の上限はありません。